青労発基0708第２号
令和７年７月８日

一般社団法人　青森県中小建設業協会長　殿

青森労働局長
（公印省略）

建設業における時間外労働の上限規制に関する周知依頼について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においては、令和６年４月１日から時間外労働の上限規制が適用されているところですが、事業場における長時間労働の削減に向けた自主的な取組が重要となっています。

つきましては、法令の趣旨・内容等の周知及び理解の促進を図るため、会員事業場に対する上限規制等の周知につきまして、御協力くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、研修会、説明会の開催等により会員事業場に対し周知するに当たり講師派遣を希望する場合は、当局労働基準部監督課までお問合せいただくか、青森働き方改革推進支援センター（別添リーフレット参照）において無料で講師派遣、コンサルティング支援（個別訪問支援）を行っておりますのでご利用ください。

別添リーフレットのデータについては、裏面をご覧ください。

【問合せ】
青森労働局　労働基準部　監督課
TEL 017-734-4112
担当：菊地

【リーフレット】

リーフレットは、厚生労働省及び青森労働局のホームページに掲載しています。

建設業「時間外労働の上限規制」のポイント
https://www.mhlw.go.jp/content/001232856.pdf

建設業における１年単位の変形労働時間制のポイント
https://www.mhlw.go.jp/content/001505975.pdf

令和７年度働き方改革推進支援助成金業種別課題対応コース（建設業）のご案内
https://www.mhlw.go.jp/content/001486524.pdf

青森働き方改革推進支援センターの利用をお待ちしています
https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_00914.html

概要は以下のリーフレットをご覧ください。
青森働き方改革推進支援センター（PDF、KB）　←ここをクリックすると表示されます。